

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第四十九号

一九七〇年

六月二十四日

目次

規 則

○社会保険庁委任規則(規則第八十号)

1

告 示

○法務局長の帰任について(告示第六十七号)

2

○農林局長の帰任について(告示第六十八号)

2

○清漆村を浦添市とする処分について(告示第六十九号)

2

○琉球住民の渡航管理による手数料の納付に関する規程(告示第七十号)

2

○建築用ブロック生産業者の登録について(告示第七十一号)

3

訓 令

○社会保険庁長専決規程(訓令第二十号)

7

通 産 局 事 項

○無線従事者資格試験の合格者について(郵政庁告示第二十号)

8

○免許証の無効について(郵政庁告示第二十二号)

9

厚生局事項

○社会保険庁専決規程(社会保険庁訓令第二号)

9

公安委員会事項

○警察官幹部派出所、警察官派出所および警察官駐在所の所長、名称、位置および受持区域の一部を改正する告示(公安委員会告示第三十八号)

11

私立大学委員会事項

○第二十三回(臨時)私立大学委員会会議の招集について(私立大学委員会告示第六号)

11

公 告

○裁定

○農業の登録について

○除権判決

○失踪宣告

○押収物還付公告

11

正 誤

○郵政事業職員定員規程の一部を改正する訓令中訂正

○東京事務所執務細則中訂正

○商法の一部を改正する立法中訂正

15

○商業登記法中訂正

16

規 則

規則第八十号

琉球政府行政組織法(一九六一年立法第九号)第十一条の規定に基づき、社会保険庁委任規則を次のように定める。

一九七〇年六月二十四日

行政主席 屋 良 朝 苗

社会保険庁委任規則

(目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除き、琉球政府行政組織法(一九六一年立法第九号)第十一条の規定により、行政主席の権限に属する事務の一部を社会保険庁長及び社会保険事務所長(以下「受任者」という。)に委任することを目的とする。

(委任事項)

第二条 この規則において、委任する事務は、別表一及び別表二のとおりとする。

(委任制限)

第三条 受任者は、前条の規定にかかわらず、受任事務が特に重要な事項若しくは異例に属するもの又は他の行政機関に関連を有するものと認めるときは、行政主席の指授を受けて処理しなければならない。

(処理報告)

第四条 行政主席は、第二条の規定に基づく委任事務の処理結果について、別に事務報告例を定めて報告を求めることができる。

(処分の取消し)

第五条 行政主席は、この規則に基づいて行なう受任者の処分が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、ただちにその処分を取消し、又は停止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表一 社会保険庁長委任事項

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に基づく次の事項

- 1 元南西諸島職員の恩給、給与及び共済の請求に関する進達事務に関すること。
- 2 旧公務員の戦前履歴事項に関すること。
- 3 旧公務員の退職給与請求履歴事項の証明に関すること。
- 二 元南西諸島官公署職員の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)に基づく次の事項
 - 1 元南西諸島官公署職員の恩給、給与及び共済の請求に関する進達事務に関すること。
 - 2 旧公務員の戦前履歴事項に関すること。
 - 3 旧公務員の退職給与請求履歴事項の証明に関すること。
- 三 医療保険法(一九六五年立法第八号)に基づく次の事項
 - 1 第八十条及び第八十一条の規定による立入検査等に関すること。
- 四 失業保険法(一九五八年立法第五号)に基づく次の事項
 - 1 第七十四条の規定による立入検査等に関すること。
- 五 労働者災害補償保険法(一九六三年立法第七十八号)に基づく次の事項
 - 1 第三十三条の規定による保険料率の特例に関すること。
 - 2 第三十八条の二の規定による有期事業に係る確定保険料の特例に関すること。
 - 3 第五十八条及び第五十九条の規定による立入検査等に関すること。
- 六 国民年金法(一九六八年立法第三十七号)に基づく次の事項(福祉年金に限る。)
 - 1 第二百二十九条の規定による受給権者に関する調査に関すること。
 - 2 第二百三十条の規定による資料の提供等に関すること。

別表二 社会保険事務所長委任事項

- 労働者災害補償保険法(一九六三年立法第七十八号)に基づく次の事項
- 1 第五十四条の規定による労働者の戸籍の無料証明請求に関すること。
 - 2 第五十五条の規定による使用者の報告、出頭等に関すること。
 - 3 第五十六条の規定による労働者の届出、出頭等に関すること。
 - 4 第五十七条の規定による医師の診断に関すること。

告

示

告示第167号

法務局長岸本利男は、日本本土旅行中のところ、1970年6月17日帰任したので、主務局長糸淵一雄の臨時に法務局長の職務を行なう者としての指定を解いた。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

告示第168号

農林局長藤林正は、日本本土旅行中のところ、1970年6月16日帰任したので、労働局長佐松隆幸の臨時に農林局長の職務を行なう者としての指定を解いた。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

告示第169号

浦添村を浦添市とする処分について

市町村自治法第五十三条第三項の規定により浦添村を浦添市とする。この処分は、1970年7月1日からその効力を生ずるものとする。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

告示第170号

印紙をもつてする歳入金納付に関する立法(1962年立法第八号)に基づき、琉球住民の渡航管理(1955年、米国民政府布令第147号)による手数料の納付に関する規程を次のように定める。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

「琉球住民の渡航管理」第15条の規定による手数料の納付は、別記様式の納付書に、その金額に相当する収入印紙を貼付してなすものとする。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、1970年6月1日から適用する。
- 琉球住民の渡航管理による手数料の納付に関する規程（1960年告示第71号）は、廃止する。

別記様式

納 付 書
日付

琉球政府行政主務 殿

\$

琉球住民の渡航管理（1955年布令第147号）第15条の規定により上記の金額を下記に對し、手数料として納入します。

- （ ） 各日本渡航証明書の交付 第 号
（ ） 普通日本渡航証明書の交付 第 号
（ ） 身分証明書の交付 第 号
（ ） 身分証明書の効力確認（普通） 第 号
（ ） 身分証明書の効力確認（普通） 第 号
（ ） 身分証明書の効力確認（普通） 第 号

本人 印

納付者

代理人 印

告示第171号

プロック品質保全法（1961年立法第48号）第15条の規定に基づき、建築用プロ

ロツク生産業者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 生産業者の氏名 野原菊枝
- 生産業者の住所 那覇市宇国685番地の3
- 事業場の名称 野原プロック工場
- 事業場の所在地 南風原村宇喜屋武183番地
- プロック成形機の能力又は台数

名 称	型 式	生 産 能 力	台 数	備 考
明光堂MTC	180 S	1,632 個	1台	
計		1,632 個	1台	

6 プロックの種類、登録番号及び登録年月日

プロックの種類	登録番号	登 録 年 月 日	備 考
建築用プロック	第242号	1970年6月10日	新規

告示第172号

プロック品質保全法（1961年立法第48号）第15条の規定に基づき、建築用プロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 生産業者の氏名 安里盛松
- 生産業者の住所 美里村宇美里775番地
- 事業場の名称 東和プロック工場

4 事業場の所在地 東和ブロック工場
5 プロツク成型機的能力又は台数

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
(新) 光 洋 式	380	700個	1台	
計		700個	1台	
名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
(旧) 光 洋 式	60	700個	1台	
計		700個	1台	

告示第173号
プロツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第15条の規定に基づき、建築用プロツク生産業者の変更登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 枝川克己
- 2 生産業者の住所 国頭村宇奥間195番地
- 3 事業場の名称 枝川プロツク工場
- 4 事業場の所在地 同 上
- 5 プロツク成型機的能力又は台数

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
(新) 光 洋 式	50	700個	1台	
計		700個	1台	

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
(旧) 光 洋 式	8	700個	1台	
計		700個	1台	

告示第174号
プロツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第16条の規定に基づき、建築用プロツク生産業者の登録を次のとおり抹消する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 比嘉光元
- 2 生産業者の住所 那覇市宇与儀346番地
- 3 事業所の名称 丸三プロツク工場
- 4 事業所の所在地 同 上
- 5 プロツクの種類、登録番号及び抹消年月日

プロツクの種類	登録番号	抹消年月日	備 考
建築用プロツク	第6号	1970年5月29日	

告示第175号
プロツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第16条の規定に基づき、建築用プロツク生産業者の登録を次のとおり抹消する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 宮城吉弘
- 2 生産業者の住所 那覇市宇古島3番地
- 3 事業所の名称 大宮セメントプロツク工場

昭和三十七年六月二十四日

昭和三十七年六月二十四日

昭和三十七年六月二十四日

4 事業所の所在地 大宮セントロツク工場
5 生産者の種類、登録番号及び扶養年月日

生産者の種類	登録番号	扶養年月日	備考
建築用生産者	第12号	1970年5月29日	

告示第176号

生産者品質保全法（1961年立法第48号）第15条の規定に基づき、建築用生産者生産者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産者の氏名 西野清信
- 2 生産者の住所 与那城村字跡辺382番地の2
- 3 事業場の名称 西野生産者工場
- 4 事業場の所在地 同上
- 5 生産者成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
光洋式	380	700個	1台	
		計 700個	計 1台	

6 生産者の種類、登録番号及び登録年月日

生産者の種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用生産者	第79号	1970年6月2日	更 新

告示第177号

生産者品質保全法（1961年立法第48号）第15条の規定に基づき、建築用生産者生産者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産者の氏名 親泊源助
- 2 生産者の住所 与那城村字与那城106番地
- 3 事業場の名称 親泊生産者工場
- 4 事業場の所在地 同上
- 5 生産者成形機的能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
光洋式	3000	1,632個	1台	
		計 1,632個	計 1台	

6 生産者の種類、登録番号及び登録年月日

生産者の種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用生産者	第78号	1970年6月2日	更 新

告示第178号

生産者品質保全法（1961年立法第48号）第15条の規定に基づき、建築用生産者生産者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主席 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産者の氏名 徳村清昌
- 2 生産者の住所 勝連村字平敷屋3935番地
- 3 事業場の名称 徳村生産者工場
- 4 事業場の所在地 勝連村字内間1211番地
- 5 生産者成形機的能力又は台数

名 称	型 式	生 産 能 力	台 数	備 考
光 洋 式	380	700個	1 台	
		計 700個	計 1 台	

6 フロッツクの種類、登録番号及び登録年月日

フロッツクの種類	登 録 番 号	登 録 年 月 日	備 考
建築用フロッツク	第83号	1970年6月2日	更 新

告示第179号

フロッツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第15条の規定に基づき、建築用フロッツク生産業者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 宮城貞治
- 2 生産業者の住所 羽地村字源河1551番地
- 3 事業場の名称 源河フロッツク工場
- 4 事業場の所在地 同 上
- 5 フロッツク成型機の能力又は台数

名 称	型 式	生 産 能 力	台 数	備 考
伊 呂 式	1	700個	1 台	
		計 700個	計 1 台	

6 フロッツクの種類、登録番号及び登録年月日

フロッツクの種類	登 録 番 号	登 録 年 月 日	備 考
建築用フロッツク	第191号	1970年6月5日	更 新

告示第180号

フロッツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第15条の規定に基づき、建築用フロッツク生産業者の登録を次のとおり告示する。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 森屋清一
- 2 生産業者の住所 真志川市宇赤道2番地
- 3 事業場の名称 赤道フロッツク工場
- 4 事業場の所在地 真志川市宇宮里277番地
- 5 フロッツク成型機の能力又は台数

名 称	型 式	生 産 能 力	台 数	備 考
光 洋 式	380	700個	1 台	
		計 700個	計 1 台	

6 フロッツクの種類、登録番号及び登録年月日

フロッツクの種類	登 録 番 号	登 録 年 月 日	備 考
建築用フロッツク	第198号	1970年6月5日	更 新

告示第181号

フロッツク品質保全法 (1961年立法第48号) 第16条の規定に基づき、建築用フロッツク生産業者の登録を次のとおり抹消する。

1970年6月24日

行政主務 屋 良 朝 苗

記

- 1 生産業者の氏名 大城一男
- 2 生産業者の住所 南風原村字喜屋武183番地
- 3 事業場の名称 合資会社 大城フロッツク第二工場
- 4 事業場の所在地 同 上
- 5 フロッツクの種類、登録番号及び抹消年月日

フロッグの種類	第190号	1970年6月9日	第49号
---------	-------	-----------	------

訓令

訓令第二十号

社会保険庁長専決規程を次のように定める。

一九七〇年六月二十四日

行政主席 屋 良 朝 苗

社会保険庁長専決規程

(目的)

第一条 この訓令は、別に定めるもののほか、行政主席又は厚生局長の権限に属する事務の一部を社会保険庁長に専決させることを目的とする。

(専決事項)

第二条 社会保険庁長は、行政主席の権限に属する事務の一部で別表一に定める事項及び厚生局長の権限に属する事務の一部で別表二に定める事項について、それぞれ専決することができる。

(専決制限)

第三条 社会保険庁長は、前条の規定にかかわらず、専決しようとする事務が特に重要なもの又は異例に属するもの若しくは他の行政機関に関連を有するものについては、専決することができない。

(後関)

第四条 社会保険庁長は、専決した事務のうち必要があると認めるものについては、事後すみやかに行政主席又は厚生局長の後関を受けなければならない。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 保険庁長事務専決規程（一九六六年厚生局訓令第四号）は、廃止する。

別表 一

一 医療保険法（一九六五年立法第八号）に基づく次の事項

1 第八十一条第三項の規定による医療担当者の委嘱に関すること。

別表 二

二 社会保険審査官及び社会保険審査委員会法（一九六六年立法第五十七号）に基づく次の事項

1 第十五条第三項の規定する立入検査証の発行に関すること。

三 社会保険監督官業務運営規程（一九六七年訓令第十二号）に基づく次の事項

1 第八条の規定による立入検査証の発行等に関すること。

一 資金運用部資金取扱規則（一九六六年規則第八十一号）に基づく次の事項

1 第四条第二項の規定による預託金の払込みに関すること。

2 第七条第二項の規定による預託金の払いもどしに関すること。

3 第八条第一項の規定による預託金の組替えに関すること。

4 第九条の規定による期限前払いもどしに関すること。

5 第十一条第一項の規定による預託金の期限の更新に関すること。

6 第十二条第一項の規定による利子の支払請求に関すること。

二 予算決算及び会計規則（一九五四年規則第八十九号）に基づく次の事項（社会保険特別会計に限る。）

1 第九条の規定による移用及び流用の書類作製並びに送付に関すること。

2 第二章第三節に規定する各府の長のなすべき支出負担行為の計画に關すること。

3 第二章第四節に規定する各府の長のなすべき支払計画に關すること。

4 第二十七条の規定による歳入徴収額計算書の作製及び送付に關すること。

5 第四十四条の規定による支出負担行為計画の示達及び通知に關すること。

6 第十九条の規定による通知に關すること。

7 第七十一条の規定による各府の長の事務に關すること。

8 第七十二条の規定による予算執行状況報告書の作成及び提出に關すること。

9 第七十六条及び第七十七条の規定による保証金の納付に關し、各府の長のなすべき事務に關すること。

10 第八十四条及び第八十五条の規定による一般競争加入者の制限に關す

ること。

11 第八十六条及び第八十七条の規定による入札保証金に関すること。

12 第九十九条の規定による指名競争に関すること。ただし、同条第一号並びに日本政府援助金及び米國政府援助金に係る予算に基づきつものは除く。

13 第一百一条第二項の規定による保証金の納付に関すること。

14 第一百二条の規定による隨意契約に関すること。ただし、同条第一号から第三号まで、並びに日本政府援助金及び米國政府援助金に係る予算に基づきつものは除く。

15 第一百三十一条の規定による計算書作製の代行に関すること。

三 物品会計規程(舊規)(一九五五年内主第千十五号)に基づき次の事項
 第十一條の規定による物品管理に関すること。

郵政局長 渡嘉敷 真 球

郵政庁告示第21号

無線従事者資格試験及び免許規則(1960年規則第125号) 第10条第4項の規定により、1970年6月に施行した随時の無線従事者資格試験の合格者は、次のとおりである。

1970年6月24日

郵政局長 渡嘉敷 真 球

資格	格	受験番号	氏 名	生年月日	合格年月日
特殊無線技士 (無線電話甲)	〇	701001	玉 城 勉	1949. 3. 15	1970. 6. 18
"	〇	701002	盛 山 勝 徳	1948. 1. 7	"
"	〇	701004	高 山 朝 勝	1946. 8. 13	"
"	〇	701005	佐 川 孝 学	1953. 10. 3	"
"	〇	701007	又 吉 勉	1947. 9. 23	"
"	〇	701008	前 城 博 一	1931. 1. 1	"
"	〇	701009	伊 志 嶺 清 一	1937. 1. 23	"
"	〇	701010	蔵 下 英 喜	1941. 11. 26	"
"	〇	701011	宮 城 康 健	1935. 3. 10	"

"	〇	701012	津 波 古 元 男	1947. 2. 25	"
"	〇	701013	瀧 野 進 雄	1947. 10. 7	"
"	〇	701014	比 嘉 良 幸	1938. 8. 10	"
"	〇	701015	宮 城 孝 子	1936. 11. 24	"
"	〇	701016	佐 村 久 子	1937. 10. 30	"
"	〇	701017	宮 山 勇 保	1938. 2. 16	"
"	〇	701018	末 吉 保 子	1938. 11. 23	"
"	〇	701019	山 城 節 子	1938. 4. 29	"
"	〇	701020	瀬 底 正 成	1942. 5. 25	"
"	〇	701021	佐 久 本 清 義	1937. 11. 20	"
"	〇	701022	宮 城 聖 聖	1928. 5. 15	"
"	〇	701023	洲 藤 久 人	1937. 4. 13	"
"	〇	701024	野 原 秀 光	1927. 11. 10	"
"	〇	701025	下 地 富 夫	1937. 7. 25	"
"	〇	701026	玉 那 覇 正 次	1942. 11. 20	"
"	〇	701027	宮 里 宏	1932. 10. 16	"
"	〇	701029	名 護 山 兼 昌	1937. 8. 25	"
"	〇	701030	山 里 修 徳	1942. 3. 1	"
"	〇	701032	又 吉 義 代 司	1944. 7. 14	"
"	〇	701034	新 垣 盛 吉	1940. 8. 20	"
"	〇	701035	玉 城 政 勇	1932. 8. 3	"
"	〇	701036	田 畑 勝 子	1927. 5. 27	"
"	〇	701039	仲 里 勝 子	1943. 5. 22	"
"	〇	701041	津 波 昌 子	1945. 5. 15	"
"	〇	701042	德 村 直 栄	1941. 4. 16	"
"	〇	701043	堀 川 恭 繁	1934. 11. 8	"
"	〇	701045	比 嘉 良 雄	1942. 4. 29	"
"	〇	701046			"

"	Q 701047	吉田 朝一	1934.12.16	"
"	Q 701048	呉屋 米子	1947. 3. 2	"
"	Q 701049	金城 一彦	1950. 1.28	"
"	Q 701050	新垣 繁光	1940. 2.14	"
"	Q 701052	原国 政一	1942.12. 1	"
"	Q 701053	西平 賀昌	1941. 3. 7	"
"	Q 701054	島袋 貞雄	1935. 1.13	"
"	Q 701055	比嘉 純雄	1945. 2.13	"
"	Q 701056	金城 睦男	1941. 4. 5	"
"	Q 701057	平良 蔵久	1940. 6. 1	"
"	Q 701058	金城 孝基	1941. 1. 7	"
"	Q 701059	照屋 博	1945.11.15	"
"	Q 701060	許田 耕作	1925.11.26	"
"	Q 701061	金城 保男	1934.11. 9	"
"	Q 701062	志多伯 潤	1945.11.15	"

郵政庁告示第22号

次の免許証は、亡失により、下記の日から無効とした。

1970年6月24日

郵政庁長 渡嘉敷 真 流

資 格	免許証番号	氏 名	無効年月日
特殊無線技士 (中短波海上 無線電話)	第B T18号	山城 朝成	1970年5月20日

郵 政 庁 長 官 官 公 報

社会保険庁訓令第2号

社会保険庁専決規程を次のように定める。

1970年6月24日

社会保険庁長 官 公 報

社会保険庁専決規程

(目的)

第1条 この訓令は、社会保険庁長または社会保険事務所長の権限に属する事務の一部を社会保険事務所長または社会保険事務所の課長（以下「専決権者」という。）に専決させることを目的とする。

(専決事項)

第2条 社会保険事務所長は、社会保険庁長の権限に属する事務の一部を別表1により専決することができる。

2 社会保険事務所の課長は、社会保険事務所長の権限に属する事務の一部を別表2または別表3により専決することができる。

(専決制限)

第3条 専決権者は、前条の規定にかかわらず専決しようとする事務が特に重要なものまたは異例に属するものもしくは他の行政機関に関連を有するものについては専決することができない。

(後略)

第4条 専決権者は、専決した事務のうち、必要があると認めるものについては、事後すみやかに社会保険庁長または社会保険事務所長の後見を受けなければならない。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表1の国民年金に関する規定は、1969年7月1日から適用する。

2 社会保険庁事務専決規程（1968年社会保険庁訓令第1号）は、廃止する。

別表1 社会保険事務所長専決事項

1 医療保険法施行規則（1966年規則第74号）に基づく次の事項
第28条の2第2号の規定による療養承認に関すること。

2 国民年金法施行規則（1969年規則第93号）に基づく次の事項

(1) 第1条の規定により、国民年金法（1968年立法第137号）第13条第1項に規定する国民年金手帳に関すること。

- (3) 第7条(附則第3条及び第4条の場合を含む。)の規定による資格取得の申出にすること。
- (3) 第10条の規定による任意降退の承認申請にすること。
- (4) 第11条の規定による資格喪失の申出にすること。
- (5) 第14条の規定による届出の報告にすること。
- (6) 第16条の規定による国民年金手帳の再交付の申請にすること。
- (7) 第20条、第31条、第39条、第48条、第51条及び第61条の規定による裁定の請求にすること。
- (8) 第21条、第32条及び第40条の規定による選択の申出にすること(第50条の規定により準母子年金について準用する場合を含む。以下次号及び第16号から第18号までにおいて同じ。)
- (9) 第22条、第36条、第45条及び第58条の規定による現状の届出にすること。
- (10) 第23条、第24条の規定による氏名及び住所変更の届出にすること(第38条、第47条、第50条及び第60条の規定により、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金について準用する場合を含む。以下次号から第14号までにおいて同じ。)
- (11) 第25条の規定による国民年金払渡方法等の変更の届出にすること。
- (12) 第27条の規定による受給権者の死亡の届出にすること。
- (13) 第28条の規定による未支給国民年金の請求にすること。
- (14) 第33条、第41条、第49条及び第53条の規定による年金額の改定の請求にすること。
- (15) 第34条、第43条及び第54条の規定による支給停止事由該当の届出にすること。
- (16) 第35条、第44条及び第55条の規定による支給停止事由消滅の届出にすること。
- (17) 第37条、第46条及び第59条の規定による失権の届出にすること。
- (18) 第56条の規定による所在不明による支給停止の申請にすること。
- (19) 第57条の規定による所在不明とされた者の支給停止の解除の申請にすること。
- (20) 第55条の規定による給付に関する通知にすること。
- (21) 第56条の規定による国民年金証書の再交付にすること。
- (22) 第67条の規定による国民年金証書の提出命令にすること。
- (23) 第72条及び第73条の規定による保険料免除に関する届出にすること。
- (24) 第74条の規定による保険料免除の申請にすること。
- (25) 第80条の規定による保険料の追納にすること。
- (26) 第85条の規定による添付書類の省略等に関すること。
- (27) 第86条の規定による理由の省略に関すること。
- 別表2 失業保険課長及び労働保険課長専決事項
- 1 失業保険法施行規則(1959年規則第174号)に基づく次の事項
- (1) 第9条の規定による失業保険被保険者資格取得届、資格喪失届及び離職証明書の提出にすること。
- (2) 第10条の規定による失業保険被保険者資格の取得又は喪失についての確認請求にすること。
- (3) 第11条、第12条及び第13条の規定による失業保険被保険者資格についての確認通知にすること。
- (4) 第14条の規定による失業保険被保険者転出届及び転入届にすること。
- (5) 第15条の規定による失業保険被保険者氏名の変更届にすること。
- (6) 第18条の規定による離職票の交付等に関すること。
- (7) 第19条の2第4項の規定による受給資格者の交付にすること。
- (8) 第20条第4項及び第5項の規定による受給資格者証の改訂等に関すること。
- (9) 第20条の2の規定による受講届及び通所届等に関すること。
- (10) 第34条の規定による受給資格者の氏名等の変更届にすること。
- (11) 第35条の規定による受給資格者証の再交付等に関すること。
- (12) 第55条の2の規定による日雇労働被保険者資格取得届にすること。
- (13) 第55条の3の規定による日雇労働被保険者の認可申請にすること。
- (14) 第55条の4の規定による日雇労働被保険者手帳の交付にすること。
- (15) 第55条の5の規定による日雇労働被保険者資格継続認可申請等に関すること。
- (16) 第55条の6の規定による日雇労働被保険者の失業の認定にすること。
- (17) 第55条の10の規定による認印の届出にすること。
- (18) 第55条の12の規定による失業保険印紙購入通帳の交付にすること。
- (19) 第55条の13の規定による失業保険印紙買戻事由の確認にすること。
- (20) 第57条の規定による事業主又は事業所の氏名等の変更届にすること。
- (21) 第60条の規定による代理人選任届又は代理人解任届にすること。

別表3 業務課長専決事項

- 1 医療保険法施行規則(1966年規則第74号)に基づき次の事項
 - (1) 第1条第4号の規定による保険給付決定のうち、分べん費及び葬祭料の給付決定に関する事。
 - (2) 第4条第2項の規定による管轄社会保険事務所選任届に関する事。
 - (3) 第9条の規定による被保険者資格取得届に関する事。
 - (4) 第10条の規定による被保険者資格喪失届に関する事。
 - (5) 第11条の規定による被保険者の転勤に関する届出に関する事。
 - (6) 第12条の規定による二以上事業所勤務の届出に関する事。
 - (7) 第13条の規定による医療保険手帳の交付等に関する事。
 - (8) 第14条第1項及び第4項の規定による医療保険手帳の換領及び更新等に関する事。
 - (9) 第15条の規定による医療保険手帳の返納に関する事。
 - (10) 第16条の規定による被保険者資格の取得又は喪失についての確認請求に関する事。
 - (11) 第17条、第18条及び第19条の規定による被保険者資格についての通知に関する事。
 - (12) 第20条の規定による療養費継続支給証明書の交付等に関する事。
 - (13) 第21条の規定による療養費特別支給証明書の交付等に関する事。
 - (14) 第26条の規定による被扶養者に関する届出に関する事。
 - (15) 第27条の規定による被保険者等の氏名又は住所の変更届に関する事。
 - (16) 第39条の規定による事業主又は事業所の氏名等の変更届に関する事。
 - (17) 第43条の規定による代理人選任届又は代理人解任届に関する事。

公安委員会事項

公安委員会告示第三十八号

警察官幹部派出所、警察官派出所および警察官駐在所の所属、名称、位置および受持区域(一九七〇年公安委員会告示第九号)の一部を次のように改訂し、公布の日から施行する。

一九七〇年六月二十四日

公安委員会

- 一 警察官幹部派出所の所属、名称、位置および受持区域の表の名称欄警察署の項中「字与那」の下に「字謝敷、字佐手」を加える。
- 二 警察官派出所および警察官駐在所の所属、名称、位置および受持区域の表の糸満警察署所在地の項中「糸満町字兼城の一部」の下に「字潮平」を加え、同表同警察署座波巡查駐在所の項中「字潮平」を削り、同表名護警察署官名真巡查駐在所の項中「字謝敷、字佐手」を「字辺戸」に改め、同表同警察署泉源巡查駐在所の項中「字辺戸」を削る。

私立大学委員会事項

私立大学委員会告示第六号

第二十三回(臨時)私立大学委員会会議の招集について
私立学校法(一九六五年立法第百一十一号)第二十条第二項の規定に基づき、次のとおり会議を招集する。

一九七〇年六月二十四日

私立大学委員会委員長 比 嘉 信 光

記

- 一 会議開催の日時 一九七〇年六月二十六日 午後二時
- 二 会議開催の場所 八汐荘
- 三 会議に付する案件
 - 1 後掲のとおり私立大学、短期大学の諸問題について
 - 2 その他

公 告

年裁裁定第一号

裁 定

警察官事務所
申請人 那覇市久茂地町1丁目10番地
沖縄全通信労働組合

執行委員長 亀 甲 康 吉

申請人 那覇市字官310番地

琉球政府 通産産業局郵政庁

局長 砂 川 憲 勝

1970年5月19日付沖縄全通信労働組合から、同年同月20日付通産産業局郵政庁からそれぞれ仲裁申請のあつた上記当事者間の1970年7月1日以降の基本給引き上げに関する紛争につき、本委員会は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

1 琉球政府通産産業局郵政庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員（現行管理職群別給料表により給与を受けている職員を除く。）の基本給を1970年7月1日以降月額平均17ドル引き上げること。

2 その配分については、当事者間の協議によつて決定すること。

理 由

(1) 今次の賃金紛争における労使間の主な対立点は、労働組合が1970年7月1日以降の基本給を一律41ドル27セント引き上げよう要求したのに対し、当局は、一般職の職員の給与に関する立法の適用を受ける政府公務員（以下「政府公務員」という。）なみの引き上げはやむを得ないが、郵政事業のひつ迫した財政事情から、それ以上の引き上げは極めて困難な実情にあるとの理由で10%（平均14ドル96セント）を回答したにとどまるところにある。

(2) 本委員会は、郵政事業に勤務する職員（以下「郵政職員」という。）の賃金を決定するに当つて重要な条件である消費者物価、政府公務員の賃金、民間賃金及び琉球電気公社の賃金について検討を行なうとともに、企業経営状況などについても検討を加えた。

(3) 消費者物価の動向については、企画局統計庁の那覇市における消費者物価指数によると、その1969年平均の前年比は6.7%、本年5月の対前年同月比は6.2%のそれぞれ上昇となつており、いずれも当局回答の引き上げ率の範囲内にあるが、そのいずれも最近にない高率のものであることは注目される。なお企画局企画部においては、1970年度のそれを6.4%と予測している。

(4) 政府公務員の賃金との比較については、現に立法院に対し報告済である一般職の職員の給与に関する立法の一部改正による給与改定により平均10.4%の上昇が見込まれるが、同法による賃金水準と、郵政職員のそれとの関連につき格別の考慮を要するものはないと判断した。

(5) 民間賃金との関係については、1969年7月現在の企画局統計庁の勤労統計調査などに基づいて検討したが、郵政職員の賃金水準は民間のそれと格別の差はなく、委員会としては、民間賃金水準との関連において特に考慮を払ふ必要を認めなかった。

(6) そこで、この仲裁においては、政府公務員、民間産業及び郵政事業と同様公務法適用下にある琉球電気公社の今春季の賃上げ状況が問題の中心となるが、政府公務員については10.4%平均14.04ドルで立法院に対し報告済であり、民間賃金については、本委員会の調査結果によれば、6月10日現在118事業所平均で19ドル16セント、沖縄経営者協会資料によれば、5月23日現在19事業所平均で19ドル63セント、米国民政府労働局資料によれば、6月9日現在126事業所で20ドル11セントとなつており、琉球電気公社については平均13.3%（約18ドル64セント）となつている。

今春季の賃上げ状況については、上記資料から見ても平均して17%ないし18%程度となり、多くの企業で昨年をかなり上回る状況にあると認められる。

(7) これらの賃金引き上げを郵政職員の賃金にどう反映させるかについては、労働組合側は、民間のそれについては特に言及せず、もっぱら公務法適用下にあり、かつ産別組織として同一組織内にある組合員を有する琉球電気公社の賃金引き上げ状況について配慮するよう主張し、かつ、両者が従来ほぼ同率同額を目途として妥結して来たものであることも資料を提出して主張した。

一方、当局側は、民間賃金及び琉球電気公社の賃金の動向は重要な要素の一つではあるが、年々多額の借入れをしなければ事業運営が困難なひつ迫した財政事情等企業の実態を充分考慮して行なう必要がある旨主張した。

(8) これについて本委員会は、企業経営の実態も考慮するべき要素ではあるが、基本的には政府公務員、民間及び琉球電気公社の賃金のさう勢などを重点的に配慮して決定するという従来踏襲されて来た方法を維持することが妥当であると判断した。

(3) 1970年6月24日 (水曜日)

(9) 本委員会は、当事者双方の主張を尊重しつつ、以上のような郵政事業に勤務する職員の給与決定に関する基本原則に基づき諸事情、その他を総合勘案して、主文第1項のとおり裁定した。

(10) 本裁定による賃上げ原資の捻出については、関係政府機関の協力とともに、労使双方に対し、特に生産性の向上、経費の節減などについて格段の努力を期待するものである。

1970年6月15日

公共企業体等労働委員会

沖縄全通労組組合及び通商産業局の申請に係る1970年7月1日以降の基本給引き上げに関する紛争仲裁委員会

委員長 比嘉清二
委員 比嘉清二
委員 伊江朝陽

農業取締法第4条の規定に基づき、次のとおり農業登録(有効期間の更新)したので同法施行規則第7条の規定により公告する。

1970年6月24日

行政主 屋 良 朝 苗

- | 登録番号 | 登録の種類及び名称 | 輸入業者の氏名及び住所 | 製造場の名称及び所在地 |
|------|-------------|------------------------------------|-------------|
| 1 | 登録番号 | 輸第451号 | |
| 2 | 農業の種類及び名称 | エチルチオメトン粒剤、エカチンT.D粒剤 | |
| 3 | 輸入業者の氏名及び住所 | 社長 比嘉清二
那覇薬品株式会社
那覇市上之蔵町2の40 | |
| 4 | 製造場の名称及び所在地 | 三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3の1 | |

- | | | | |
|---|-------------|------------------------------------|--|
| 3 | 輸入業者の氏名及び住所 | 社長 比嘉清二
那覇薬品株式会社
那覇市上之蔵町2の40 | |
| 4 | 製造場の名称及び所在地 | 三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3の1 | |
| 1 | 登録番号 | 輸第453号 | |
| 2 | 農業の種類及び名称 | CYAP粉剤、三共サイアノックス粉剤 | |
| 3 | 輸入業者の氏名及び住所 | 社長 比嘉清二
那覇薬品株式会社
那覇市上之蔵町2の40 | |
| 4 | 製造場の名称及び所在地 | 三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3の1 | |
| 1 | 登録番号 | 輸第454号 | |
| 2 | 農業の種類及び名称 | テトラビオソ除草剤、フレンソック液剤30 | |
| 3 | 輸入業者の氏名及び住所 | 社長 比嘉清二
那覇薬品株式会社
那覇市上之蔵町2の40 | |
| 4 | 製造場の名称及び所在地 | 三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3の1 | |
| 1 | 登録番号 | 輸第455号 | |
| 2 | 農業の種類及び名称 | CNP、タレダジソ除草剤 | |
| 3 | 輸入業者の氏名及び住所 | 社長 比嘉清二
那覇薬品株式会社
那覇市上之蔵町2の40 | |
| 4 | 製造場の名称及び所在地 | 三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3の1 | |
| 1 | 登録番号 | 輸第456号 | |
| 2 | 農業の種類及び名称 | MEP乳剤、三共ヌミチオン乳剤 | |

3 輸入業者の氏名及び住所 社長 比嘉清二 那覇薬品株式会社 那覇市上之蔵町2の40 三共株式会社 東京都中央区日本橋本町3の1 4 製造場の名称及び所在地 製造場457号 テトラビオン除草剤、フレンチグ粒剤10 社長 比嘉清二 那覇薬品株式会社 那覇市上之蔵町2の40 三共株式会社 東京都中央区日本橋本町3の1	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地
4 製造場の名称及び所在地 那覇市上之蔵町2の40 三共株式会社 東京都中央区日本橋本町3の1 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地	1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地 1 登録番号 農薬の種類及び名称 輸入業者の氏名及び住所 製造場の名称及び所在地

別紙表示の小切手につき、申立人の申立によつて公示催告をしたところ、一九七〇年六月五日午前一〇時の期日までに権利を届け出て、かつ右小切手を提出する者がなかったため申立人の申立に基づいて右小切手の無効を宣言する。

一九七〇年六月一七日

那覇簡易裁判所

裁判官 富山大吉

目録

小切手の種類			当座小切手			
小切手番号	額面額	振出年月日	支払地	支払人	振出地	振出人
044795	500ドル	1969.3.17	那覇市	南陽相互銀行支店	那覇市	新城安春
043491	1000ドル	1969.3.17	全上	全上	全上	全上
056250	1000ドル	1969.3.17	全上	全上	全上	全上
078082	500ドル	1969.6.12	全上	全上	全上	全上
078817	500ドル	1969.6.16	全上	全上	全上	全上
078827	1000ドル	1969.6.19	全上	全上	全上	全上

1968年(家)第1256号

本籍地

沖縄県那覇市山下町2丁目27番地

最後の住所

サイパン島以下不詳

明治38年5月15日生

那覇地方検察庁石垣支部
一九七〇年六月十五日

押収物還付公告

一九七〇年六月十五日

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。

○一九七〇年領第一八号(森永用長に対する市町村議会議員及び市町村長選挙法違反被疑事件)

一 現金式券 受遺付人不詳

正誤

一九七〇年六月五日づけ定期第四十四号登載の「郵政事業職員定員規程の一部を改正する訓令」中次のとおり誤り。

ページ	段	行	誤	正
19	上		池間郵便局 五人	池間郵便局 四人

一九七〇年五月十九日づけ定期第三十九号登載の「東京事務所執務細則」中次のとおり誤り。

ページ	段	誤	正	備考
4	上	三重県	奈良県	大阪事務所の管轄区域中

一九七〇年六月二日付公報号外第四十四号登載の「商法の一部を改正する立法」中次のとおり誤り。

				一九七〇年六月二日付公報号外第四十四号登載の「商業登記法」中次のとおり誤り。				商法の一部を改正する立法			
12	9	頁		3	2	2	頁				
上	下	段		上	下	下	段				
18	後1	行		後4	19	16	行				
新・在・地・を・管・轄・す・る				譲渡スルコト 取締役会 の下は				誤			
新・所・在・地・を・管・轄・す・る				譲渡スルコト 取締役会 の下に				正			

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

一 既印刷